



YMS 化学物質管理ガイドライン

(製品含有)

第1版

2015年10月1日

株式会社 ユアサメンブレンシステム

技術生産部

目次

1. ガイドラインの目的	2
2. 適応範囲	2
3. 運用および適応除外	3
4. 制定と改廃	3
5. 用語の定義	3
6. 指定化学物質	5
・禁止物質：ランク S	5
・制限物質：ランク A	6
・管理物質：ランク B	6
7. 解説	6
8. 添付資料	
・別紙 1－1～3：禁止物質リスト	
・別紙 2－1～3：制限物質リスト	
・別紙 3：管理物質リスト	

1. ガイドラインの目的

YMS化学物質管理ガイドラインは、環境負荷の少ない製品の提供を実現していくために、YMS グリーン調達基準書「Ⅲ. 3」納入材料に含まれる化学物質調査の一環として実施していきます。

YMSが生産および販売する製品を構成する主材料、副材料、部品等に含有される化学物質（環境負荷物質）について、既に製品に使用が禁止されている物質、近い将来に禁止が決定している物質を制限物質として明確にすると共に、製品のリサイクル、適正処理の観点で環境保全に著しい影響をあたえる物質を管理物質とし、YMSの社内、および主材料、副材料、部品等の購買先に把握と管理の徹底・支持をお願いし、製品の環境品質を向上させることを目的とします。

2. 適応範囲

1) 化学物質の把握と管理についての適応範囲

YMSの社内関係部署（購買部署、技術・開発・設計部署、製造部署、環境部署）、YMSの主材料、副材料、部品等を納入する購買先。

2) 製品への適応範囲

- ①YMSが国内外で設計・製造し販売する製品（製品含有に限定して適用し、製造工程などで使用する有害物質についての規定は行わない。）
- ②YMSが第三者に設計・製造を委託し、GSユアサグループの商標を付して販売する製品。他社の製品を購入し、組み込んで最終製品として販売する場合なども含む。
- ③第三者から設計・製造の委託を受けた製品（ただし、当該第三者から指定された部品・材料は除く）
- ④販売促進用の製品（景品など一般の消費者に渡すもの）
- ⑤包装材は、製品の包装材および輸送のための包装材料（パレット、シュリンクパックなど）を含めて適用する。

3) 部品、材料の適用範囲

上記「2. 2 製品への適用範囲」に示す製品使用する主材料、副材料、部品、その他の部品を対象とする。

- ・主材料、部品（構成材料、膜部品、ハウジング、ガスケット、包装材/包装部品を含む）
- ・機能ユニット/モジュール、などの組立部品など
- ・アクセサリ（脱落防止アダプター、エレメントフック、など）
- ・副材料等の構成材料（接着剤、テープなど）
- ・取扱い説明書、製品に同梱されるその他の印刷物
- ・補修用サービス部品（封しピン、など）

- ・ 部品の納入業者が輸送・保護に用いる包装材／包装部材（部品に直接接触しても対象物質が部品に移行・混入する恐れのないリターナブルの包装など、納入者によって回収、再利用される場合は対象外）

3. 運用および適用除外

- 1) 購買先は、製品が含有する禁止物質、制限物質および管理物質について、含有実績などを管理しYMSの要請により管理情報を提示する。提示すべき管理情報はYMSグリーン調達基準書「別紙3（製品含有化学物質調査票）、別紙4（禁止物質の不含有・不含有証明書、禁止・代替時期報告書）」を含む。

ただし、部品のうち購買先への支給材料は適用を受けない。また、事務用品も適用範囲外とする。

- 2) 主要な法規制に基づき制定しているが、すべてを網羅しているわけではないので個別製品での運用は、発売時点での条約・法・条例・業界指針、その他要求事項を完全に順守し、かつGYグリーン調達基準書および本ガイドラインを順守すること。
- 3) 基本的には本ガイドラインの順守を原則とするが、納入先の要望で、本ガイドラインの内容で了解が得られない場合は、納入先の基準で運用することも認める。
- 4) 以下の場合、本ガイドラインの管理ランクの適用は受けない。
 - ・ 研究および開発で使用する化学物質（ただし製品化された場合は適用する）、および製造工程などで使用する有害物質で製品に含有されないもの。

4. 制定と改廃

本ガイドラインは、社会状況の変化および新たな知見などにより、必要に応じ以下の要領で改訂する。

- 1) このガイドラインに関する事項については、技術生産部で審議し、技術生産部が決済する。
- 2) 本ガイドラインについて改廃などの必要性が生じ、関係部署から提案があれば、その旨を技術生産部に申請する。
- 3) 本ガイドラインのないようは、定期的に技術生産部で審議し、見直す。ただし、以下の場合には技術生産部で見直し、技術生産部長の承認を得て改訂する。
 - ・ 法改正など、社会動向の変化。
 - ・ 技術動向の進展（代替技術・評価技術）ハザードデータ、暴露データおよびリスク評価データ等の充実を反映する必要性が生じた場合。

5. 用語の定義

本ガイドラインは、次のように用語を定義する。

- 1) 禁止物質（ランクS）

次に示すいずれかの物質の中でYMSの製品に使用される可能性のある物資を対象とする。本物質を使用している場合は即時に使用中止しなければならない。

- ・ 現在法規制で製品含有が禁止、あるいは含有濃度の上限が定められている物質。
- ・ 本指針が改定されて1年以内に法規制で製品含有が禁止、あるいは含有濃度の上限が定められる予定の物質。
- ・ YMS内で発行している購買仕様書などの環境通達で製品含有を禁止している物質。本物質は製品含有されてはいないため、意図的な使用を禁止し、規制値がある場合は不純物を含めた含有濃度が規制値未満を保証することが必要である。(規制値未満であっても意図的な使用は認められない)。

2) 制限物質 (ランク A)

- ・ 禁止物質 (ランク S) に定める物質以外で条約・法規制により期限を定めて製品含有が禁止されている物質。
- ・ YMSとして条約・法規制で定められた期限を前倒しして製品含有の禁止を推進する物質。
- ・ YMSの自主的な取組で使用を制限する物質。
本物質の製品含有が確認された場合には、本指針で規定された期限や制限条件に基づいて段替の推進を行わなければならない。

3) 管理物質 (ランク B)

使用実態を把握し、健康、安全衛生、適正処理などに配慮すべき物質をいう。対象とする管理物質は、意図的な使用を制限するものではなく、使用の有無および含有濃度についてデータを把握すべき物質である。対象とする管理物質について、「意図的使用」、あるいは、「含有が既知である」場合を把握対象とする。なお、「含有がきちである」とは、「原料メーカーから管理対象物質を含有している情報の提供を受けた」、「なんらかの方法で含有しているデータを確認した」ことを指す。

なお、部品の納入者が、輸送・保護に用いる包装材は、法的対応など*に必要な場合を除き「管理物質」の含有報告対象とはしない(禁止物質レベルS不対象)。

* : REACH 規制の対象となる部品を包装材と共に EU に輸出する場合は報告対象となる。

4) 製品含有

製品や包装材などでの部品、材料に含有するすべての場合を指す。例えば、次のような状態を指す。

- ・ 対象物質が意図的に使用された状態。
- ・ 不純物として含有する状態。
- ・ 製造工程で使用され最終製品あるいは部品、材料に対象物質が残留または付着した状態 (例えば製品の製造工程で、製品に直接触れる金型、治工具、機械設備などか

ら製品が汚染される可能性がある場合は、製品と触れる部位は禁止物質の含有禁止対象として考えなければならない)

5) 意図的使用

特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品または部品製造時に意図して使用すること。

6) 不純物

不純物とは、天然素材中に含有され、精製過程で除去しきれない、または反応の過程で生じ技術的に除去できない物質をいう。

7) 規制値

禁止物質が意図的使用ではなく不純物として含まれる場合に、YMS に納入される部品、材料、および YMS 出荷製品において保証すべき濃度をいう。

8) 管理値

禁止物質レベル S の対象物質に関して意図的使用、混入がなければ超えないと考えられる含有濃度をいい、YMS で管理するための濃度である。万一、禁止物質の不純物としての含有濃度が管理値を超えた場合には、再分析、含有理由の明確化、および含有濃度の管理値未満への低減を仕入先に要請し、是正する（なお、管理値に関して仕入先に対して不使用保証は求めない）。

9) 含有濃度

含有濃度とは、均質材料（ホモジニアスな材料）の質量を母数とした濃度とする。なお、均質材料とは機械的に異なる材料に分解できない材料をいい、例えば次のものを均質材料とする。

- ・化合物、ポリマーアロイ、金属合金など
- ・塗料、接着剤、インキ、ペースト、樹脂ポリマー、ガラスパウダー、セラミックスパウダーなどの原材料については、それぞれ想定される使用方法によって最終的に形成されるもの（例：塗料および接着剤は、乾燥硬化後の状態。樹脂ポリマーは成型後の状態。ガラスおよびセラミックスは成型後の状態。）
- ・塗装、印刷、メッキなどの単層。また、複層の倍には、それぞれの単層の状態。

6. 指定化学物質

含有化学物質の管理は、JAMP が発行する「製品含有化学物質管理ガイドライン」をベースに実施します。

また、お客様の指示がある場合には、個別に対応致します。

1) 禁止物質（ランク S）・・・別紙 1（表 1-1~3）

国内および海外における以下の法律をもとに禁止物質ランク S を規定した。（表 1）

YMS に納入される部品、材料、および YMS の出荷製品では、意図的な使用がなく、かつ不純物としての含有濃度が表 1 に示す規制値未満を保証することが必要である。

また、別途規定する管理値（意図的使用、混入がなければ超えないと考えられる濃度）を超えた場合は、意図的使用、または混入の可能性があると考えられるため、再分析、含有理由の明確化、および含有濃度の管理値未満への提言を仕入先に要請し、是正する。

リサイクル材においても禁止物質（レベルS）の含有に関して、上記不純物と同様に規制値未満が保証されていると共に、管理値未満に管理された状態にあることが必要である。

2) 制限物質（ランクA）・・・別紙2（表2-1~3）

禁止物質（ランクS）に定める物質以外で条約、法規制により、期限を定めて段階的に使用が禁止されている物質、YMSとして条約・法規制で定められた期限を前倒しして製品含有の禁止を推進する物質、およびYMSの自主的な取組で使用を制限する物質をいう。使用が確認された場合には、本指針で規定された期限や制限条件に基づいて代替の推進を行わなければならない。

3) 管理物質（ランクB）・・・別紙3（表3）

使用実態を把握し、健康、安全衛生、適正処理などを考慮すべき物質をいう。対象とする管理物質は、意図的な使用を制限するものではなく、使用の有無および含有濃度について、「意図的使用」、あるいは、「含有が既知である」場合を把握対象とする。「含有が既知である」とは、「原料メーカーから管理対象物質を含有している情報の提供を受けた」、「何らかの方法で含有しているデータを確認した」ことを指す。なお、部品の納入者が輸送・保護に用いる包装材は、法的対応等に必要となる場合を除き「管理物質」の含有報告対象とはしない（禁止物質レベルS不使用は対象）。

使用を制限する物質ではないが、製品のリサイクル、適正処理での環境負荷も共慮すべき物質で、使用実態の把握を目的とする。表5の含有量が0.1wt%を超えるもの、および意図的に使用しているもの、鉛化合物やカドミ化合物、砒素などランクS・Aで適用除外となった物質についてデータを把握する。

7. 解説

遵法性を高め、製品要件との整合性を考慮し、グリーン調達のスームズな運用を可能にするために総合的に見直しをはかる。また、グリーン調達調査共通化協議会における対象物質RoHS指令など、リサイクル時に管理すべき化学物質なども考慮した上で対象物質の絞り込み及び物質群の見直しをはかる。

1) 禁止物質（ランクS）

①追加

・JAMPなどの化学物質の追加やお客様の意向で追加する場合などは、追加する。

②削除

・調査結果で使用事例がなく、測定も困難な物質は対象から削除する。

2) 制限物質 (ランク A)

①追加

- ・現在禁止時期が明確な物質、あるいは新規に禁止時期が明確になった物質について対象を絞り込み、禁止時期、対象を規定する。

②削除

- ・農薬、ダイオキシンなど、製品含有事例がない物質を削除する。

3) 管理物質 (ランク B)

①追加

- ・管理物質ランク B は製品への使用禁止、制限でなく、リサイクル・適正処理の観点から使用実態を把握する物質を規定する。

②削除

- ・製品含有事例がない物質は廃止する。

8. 添付資料

- ・別紙1-1~3 : 禁止物質リスト
- ・別紙2-1~3 : 制限物質リスト
- ・別紙3 : 管理物質リスト

表1-1:禁止物質

No.	CAS No.	物質名	別名
1-1	12185-10-3	黄リンマツチ	白リン
1-2	92-87-5	ベンジジンおよびその塩	4,4'-ジアミノ-1,1'-ビフェニル
1-3	92-67-1	4-アミノフェニルおよびその塩	
1-4	92-93-3	4-ニトロフェニルおよびその塩	
1-5	1332-21-4 JAMP-SN0056 JAMP-SN0057	石綿(石綿繊維[群]、石綿鉱物[群])	アスベスト
1-6	12001-21-4 132207-33-1	クロソライト	
1-7	12172-73-5	アモサイト	
1-8	77536-67-5 17068-78-9	アンソファイト	
1-9	77536-66-4 13768-00-8 12172-67-7	アクチノライト	
1-10	77536-68-6 14567-32-0	トレモライト	
1-11	12001-29-5 132207-32-0	クリンタイル	
1-12	542-88-1	ビス(クロロメチル)エーテル	オキシビス(クロロメタン) シム-ジクロロメチルエーテル ビスクロロメチルエーテル オキシビスクロロメタン
1-13	91-59-8	β -ナフチルアミンおよびその塩	2-ナフチルアミン 2-アミノナフタリン
1-14	71-43-2	ベンゼンを含有するゴムのり (ベンゼンの容量が5%を超えるもの)	
1-15	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル	PCB、PCBS
1-16	70776-03-3	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)	
1-17	118-74-1	ヘキサクロロベンゼン	HCB、パークロルベンゼン
1-18	309-00-2	アルドリッ	
1-19	60-57-1	ディルトリン	
1-20	72-20-8	エンドリン	
1-21	50-29-3	DDT	
1-22	57-74-9	クロルテン類	クロルテン
1-23	76-44-8	ヘプタクロル酸	ヘプタクロル
1-24	56-35-9	ビス(トリブルスス)オキシド	
1-25	620-91-7	N,N'-ジトリル-パラフェニレンジアミン N-トリル-N'-キシリル-パラフェニレンジアミン N,N'-ジキシリル-パラフェニレンジアミン	
1-26	732-26-3	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール	
1-27	8001-35-2	ポリクロロ-2,2-ジメチル-3-メチルデンピシクロ[2.2.1]ヘプタン	トキサフェン
1-28	2385-85-5	ドデカクロロ(ペンタクロロ[5.3.0.02.6.03.9.04.8]デカ	マイレックス
1-29	115-32-2	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール	ケルセン、ジコホル
1-30	87-68-3	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	
1-31	3846-71-7	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	2-(2'-ヒドロキシ-3'-5'-ジ-tert-ブチルフェニル)ベンゾトリアゾール
1-32	1763-23-1	ペルフロオロ(オクタン-1-スルホン酸)、またはその	PFOS
1-33	307-35-7	ペルフロオロ(オクタン-1-スルホン)フルオリド	PFOSF
1-34	608-93-5	ペンタクロロベンゼン	
1-35	319-84-6	r-1-c-2-t-3-c-4-t-5-t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン	α -ヘキサクロロシクロヘキサン
1-36	319-85-7	r-1-t-2-c-3-t-4-c-5-t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン	β -ヘキサクロロシクロヘキサン
1-37	319-86-8	r-1-c-2-t-3-c-4-c-5-t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン	γ -ヘキサクロロシクロヘキサン
1-38	143-50-0	デカクロロペンタシクロ[5.3.0.2.60.3.90.4.80]デカン-5-オン	クロルデコン
1-39	36355-01-8	ヘキサプロモビフェニル	
1-40	40088-47-9	テトラプロモ(フェノキシベンゼン)	テトラプロモジフェニルエーテル

表1-2: 禁止物質

No.	CAS No.	物質名	別名
1-41	32534-81-9	ペンタフロモ(フェノキシベンゼン)	ペンタフロモジフェニルエーテル
1-42	31153-30-7	ヘキサフロモ(フェノキシベンゼン)	ヘキサフロモジフェニルエーテル
1-43	68928-80-3	ヘプタフロモ(フェノキシベンゼン)	ヘプタフロモジフェニルエーテル
1-44	152-16-9	オクタメチルピロソルホアミド	シュラーダン
1-45		オクタメチルピロソルホアミドを含有する製剤	
1-46		四アルキル鉛	テトラミックス
1-47	1762-26-1	エチルトリメチル鉛	
1-48	1762-27-2	ジエチルジメチル鉛	
1-49	1762-28-3	トリエチルメチル鉛	
1-50	75-74-1	テトラメチル鉛	
1-51	78-00-2	テトラエチル鉛	
1-52		四アルキル鉛を含有する製剤	
1-53	56-38-2	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	モノチオリン酸-O,O-ジエチル-O-p-ニトロフェニル
1-54		ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する	
1-55	8022-00-2	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト	メチルジメトン
1-56		ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤	
1-57	13171-21-6	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロロクロニル)-ホスフェイト	ホスファミトン
1-58		ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロロクロニル)-ホスフェイトを含有する製剤	
1-59	298-00-0	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト	メチルパラチオン
1-60		ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する	
1-61	107-29-3	テトラエチルピロソルホアミド	ピロリン酸テトラエチル、TEPP
1-62		テトラエチルピロソルホアミドを含有する製剤	
1-63	144-49-0	モノフルオール酢酸	フルオロ酢酸
1-64		モノフルオール酢酸塩類およびこれを含有する製剤	
1-65	640-19-7	モノフルオール酢酸アミド	フルオールアセトアミド
1-66	62-74-8	モノフルオール酢酸塩類	モノフルオロ酢酸ナトリウム
1-67		モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤	
1-68	20859-73-8	燐化アルミニウム	
1-69		燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤	
1-70	75-69-4	トリクロロフルオロメタン	CFC-11
1-71	75-71-8	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12
1-72	26523-64-8	トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113
1-73	76-13-1	1,1,2-トリクロロトリフルオロエタン	1,1,2-トリクロロ-1,2,2-トリフルオロエタン
1-74	354-58-5	1,1,1-トリクロロトリフルオロエタン	1,1,1-トリフルオロ-2,2,2-トリクロロエタン
1-75	1320-37-2	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114
1-76	76-14-2	1,2-ジクロロ-1,1,2,2-テトラフルオロエタン	1,1,2,2-テトラフルオロ-1,2-ジクロロエタン
1-77	374-07-2	1,1-ジクロロ-1,2,2,2-テトラフルオロエタン	
1-78	76-15-3	クロロペンタフルオロエタン	CFC-115
1-79	353-59-3	ブromoクロジフルオロメタン	ハロン-1211
1-80	75-63-8	ブromoトリフルオロメタン	ハロン-1301
1-81	25497-30-7	ジブromoテトラフルオロエタン	ハロン-2402
1-82	124-73-2	1,2-ジブromoテトラフルオロエタン	1,2-ジブromo-1,1,2,2-テトラフルオロエタン
1-83	27336-23-8	1,1-ジブromoテトラフルオロエタン	1,1-ジブromo-1,2,2,2-テトラフルオロエタン

表1-3: 禁止物質

No.	CAS No.	物質名	別名
1-84	75-72-9	クロロトリフルオロメタン	CFC-13
1-85	354-56-3	ヘンタクロロフルオロエタン	CFC-111
1-86	28605-74-5	テトラクロロフルオロエタン	CFC-112
1-87	1976/11/9	1.1.1.2-テトラクロロ-2.2-ジフルオロエタン	
1-88	76-12-0	1.2-ジフルオロ-1.1.2.2-テトラクロロエタン	
1-89	422-78-6	ヘプタクロロフルオロプロパン	CFC-211
1-90	3182-26-1	ヘキサクロロジフルオロプロパン	CFC-212
1-91	134237-31-3	ヘンタクロロトリフルオロプロパン	CFC-213
1-92	2354/6/5	1.1.1.3.3-ヘンタクロロ-2.2.3-トリフルオロプロパン	CFC-213
1-93	29255-31-0	テトラクロロテトラフルオロプロパン	CFC-214
1-94	2268-46-4	1.1.1.3-テトラクロロテトラフルオロプロパン	
1-95	—	トリクロロペンタフルオロプロパン	CFC-215
1-96	1599-41-3	1.2.2-トリクロロペンタフルオロプロパン	
1-97	4259-43-2	1.1.1-トリクロロペンタフルオロプロパン	
1-98	42560-98-5	ジクロロヘキサフルオロプロパン	CFC-216
1-99	661-97-2	1.2-ジクロロ-1.1.2.3.3.3-ヘキサフルオロプロパン	CFC-216
1-100	422-86-6	クロロヘプタフルオロプロパン	CFC-217
1-101	76-18-6	2-クロロヘプタフルオロプロパン	
1-102	56-23-5	四塩化炭素	カーボンテトラクロリド、テトラクロロメタン
1-103	71-55-6	1.1.1-トリクロロエタン	メチルクロロホルム
1-104	1868-53-7	ジブromoフルオロメタン	
1-105	1511-62-2	ブromoジフルオロメタン	HBFC-22B1
1-106	373-52-4	ブromoフルオロメタン	
1-107		テトラブromoフルオロエタン	
1-108		トリブromoジフルオロエタン	
1-109		ジブromoトリフルオロエタン	
1-110		ブromoテトラフルオロエタン	
1-111	124-72-1	2-ブromo-1.1.1.2-テトラフルオロエタン	
1-112		トリブromoフルオロエタン	
1-113		ジブromoジフルオロエタン	
1-114		ブromoトリフルオロエタン	
1-115	421-06-7	2-ブromo-1.1.1-トリフルオロエタン	
1-116		ジブromoフルオロエタン	
1-117	358-97-4	1.2-ジブromo-1-フルオロエタン	
1-118		ブromoジフルオロエタン	
1-119	359-07-9	2-ブromo-1.1-ジフルオロエタン	
1-120		ブromoフルオロエタン	
1-121	762-49-2	1-ブromo-2-フルオロエタン	
1-122		ヘキサブromoフルオロプロパン	
1-123		ペンタブromoジフルオロプロパン	
1-124		テトラブromoトリフルオロプロパン	
1-125		トリブromoテトラフルオロプロパン	
1-126		ジブromoペンタフルオロプロパン	
1-127		ブromoヘキサフルオロプロパン	
1-128	2252-78-0	1-ブromo-1.1.2.3.3.3-ヘキサフルオロプロパン	
1-129		ペンタブromoフルオロプロパン	
1-130		テトラブromoジフルオロプロパン	
1-131		トリブromoトリフルオロプロパン	
1-132		ジブromoテトラフルオロプロパン	
1-133		ブromoペンタフルオロプロパン	
1-134		テトラブromoフルオロプロパン	
1-135		トリブromoジフルオロプロパン	
1-136		ジブromoトリフルオロプロパン	
1-137		ブromoテトラフルオロプロパン	
1-138		トリブromoフルオロプロパン	
1-139		ジブromoジフルオロプロパン	
1-140		ブromoトリフルオロプロパン	
1-141		ジブromoフルオロプロパン	
1-142		ブromoジフルオロプロパン	
1-143		ブromoフルオロプロパン	
1-144	74-97-5	ブromoクロロメタン	
1-145	74-83-9	ブromoメタン	臭化メチル
1-146	308068-56-6	カーボンナノチューブ	

表2-1:制限物質

No.	CAS No.	物質名	制限条件
2-1 (例示物質)	—	カドミウムおよびその化合物	<ul style="list-style-type: none"> ・意図的または不純物として、均質材料の0.01%を超える含有禁止。 ・電池への0.002%を超える含有禁止。 ・ただし、以下の適応除外用途を除く。 ①RoHS指令付属書、または、ELV指令付属書Ⅱに規定されている用途(別表Ⅰ-A・B参照) ②YMSが含有を認める用途。 <ul style="list-style-type: none"> ・現時点において利用可能な代替技術や代替製品がないもの。 ・YMSが材質を指定するもの。
	7440-43-9	カドミウム	
	1306-19-0	酸化カドミウム	
	1306-23-6	硫化カドミウム	
	10108-64-2	塩化カドミウム	
	513-78-0	炭酸カドミウム	
	506-82-1	ジメチルカドミウム	
	10124-36-4	硫酸カドミウム	
2-2 (例示物質)	—	六価クロム化合物	<ul style="list-style-type: none"> ・意図的または不純物として、均質材料の0.1%を超える含有禁止。 ・セメントへの0.0002%を超える含有禁止。 ・ただし、以下の適応除外用途を除く。 ①RoHS指令付属書、または、ELV指令付属書Ⅱに規定されている用途(別表Ⅰ-A・B参照) ②YMSが含有を認める用途。 <ul style="list-style-type: none"> ・現時点において利用可能な代替技術や代替製品がないもの。 ・YMSが材質を指定するもの。
	1333-82-0	酸化クロム(Ⅳ)	
	1333-82-0	三酸化クロム(Ⅳ)	
	7775/11/3	クロム酸ナトリウム	
	10588-01-9	重クロム酸ナトリウム	
	7789-12-0	重クロム酸ナトリウム ii 水和物	
	7789-00-6	クロム酸カリウム	
	7789/9/5	二クロム酸アンモニウム	
	7789-50-9	二クロム酸二カリウム	
	7758-97-6	クロム酸鉛(Ⅱ)	
	12656-85-8	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛 ピグメント104	
	1344-37-2	ピグメントイエロー-34	
2-3 (例示物質)	—	鉛およびその化合物	<ul style="list-style-type: none"> ・意図的または不純物として、均質材料の0.1%を超える含有禁止。 ・ただし、以下の適応除外用途を除く。 ①RoHS指令付属書、または、ELV指令付属書Ⅱに規定されている用途(別表Ⅰ-A・B参照) ②YMSが含有を認める用途。 <ul style="list-style-type: none"> ・現時点において利用可能な代替技術や代替製品がないもの。 ・YMSが材質を指定するもの。
	7439-92-1	鉛	
	7446-14-2	硫酸鉛(Ⅱ)	
	598-63-0 1319-46-6	炭酸鉛	
	7446-14-2 15739-80-7	硫酸鉛(Ⅱ)	
	7446-27-7	リン酸鉛	
	12069-00-0	セレン酸鉛	
	12060-00-3	チタン酸鉛(Ⅱ)	
	1072-35-1	ステアリン酸鉛	
	1314-41-6	酸化鉛(Ⅱ、Ⅳ)	
	7784-40-9	砒酸水素鉛(酸性砒酸鉛)	
	7758-97-6	クロム酸鉛(Ⅱ)	
	12656-85-8	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛	
	1344-37-2	ピグメントイエロー-34	
2-4	—	水銀およびその化合物	<ul style="list-style-type: none"> ・意図的または不純物として、均質材料の0.1%を超える含有禁止。 ・電池への0.0005%を超える含有禁止、ボタン電池への2%を超える含有禁止。 ・ただし、以下の適応除外用途を除く。 ①RoHS指令付属書、または、ELV指令付属書Ⅱに規定されている用途(別表Ⅰ-A・B参照) ②YMSが含有を認める用途。・現時点において利用可能な代替技術や代替製品がないもの。・YMSが材質を指定するもの。
	33631-63-9	塩化第2水銀	
	7487-94-7	塩化水銀(Ⅱ)	
	7783-35-9	硫酸水銀	
	10045-94-0	硝酸第2水銀	
	21908-53-2	酸化水銀(Ⅱ)	
	102-98-7	ホウ酸フェニル水銀	
	1344-48-5	硫化第2水銀	

表2-2:制限物質

No.	CAS No.	物質名	制限条件	
2-5 (例示物質)	59536-65-1	ポリブロモビフェニル(PBB)類 (禁止物質ヘキサブロモビフェニルを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・意図的または不純物として、均質材料/0.1%を超える含有禁止。 ・ただし、以下の適応除外用途を除く。 ①YMSが含有を認める用途。 ・現時点において含有可能な代替技術や代替製品がないもの。 	
	40088-45-7	テトラブロモビフェニル		
	56307-79-0	ペンタブロモビフェニル		
	35194-78-6	ヘキサブロモビフェニル		
	62188-13-9	オクタブロモビフェニル		
	133654-09-6	デカブロモビフェニル		
2-6 (例示物質)	—	ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)類 (禁止物質:テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル)	<ul style="list-style-type: none"> ・意図的または不純物として、均質材料/0.1%を超える含有禁止。 ・ただし、以下の適応除外用途を除く。 ①YMSが含有を認める用途。 ・現時点において含有可能な代替技術や代替製品がないもの。 	
	32536-52-0	オクタブロモジフェニルエーテル		
	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル		
2-7 (例示物質)	—	HCFC類	<ul style="list-style-type: none"> ・冷媒、断熱材として製品への意図的添加禁止。 	
	75-43-4	ジクロロフルオロメタン		別名HCFC-21
	75-45-6	クロロジフルオロメタン		別名HCFC-22
	593-70-4	クロロフルオロメタン		別名HCFC-31
	134237-32-4	テトラクロロフルオロエタン		別名HCFC-121
	354-11-0	1.1.1.2-テトラクロロ-2-フルオロエタン		
	354-14-3	1.1.2.2-テトラクロロ-1-フルオロエタン		
	—	トリクロロジフルオロエタン		別名HCFC-122
	354-15-4	1.1.2-トリクロロ-1.2-ジフルオロエタン		
	134237-33-5	ジクロロトリフルオロエタン		
	306-83-2	2.2-ジクロロ-1.1.1-トリフルオロエタン		別名HCFC-123
	354-23-4	1.2-ジクロロ-1.1.2-トリフルオロエタン		
	34077-87-7	ジクロロトリフルオロエタン		
	63938-10-3	クロロテトラフルオロエタン		
	354-25-6	1-クロロ-1.1.2.2-テトラフルオロエタン		
	2837-89-0	2-クロロ-1.1.1.2-テトラフルオロエタン		別名HCFC-124
	134237-34-6	トリクロロフルオロエタン		別名HCFC-131
	811-95-0	1.1.1.2-トリクロロフルオロエタン		
	27154-33-2	トリクロロフルオロエタン		
	25915-78-0	ジクロロジフルオロエタン		別名HCFC-132
	1330-45-6	クロロトリフルオロエタン		別名HCFC-133
	75-88-7	2-クロロ-1.1.1-トリフルオロエタン		
	25167-88-8	ジクロロフルオロエタン		別名HCFC-141
	430-57-9	1.2-ジクロロ-1-フルオロエタン		
	1717-00-6	1.1-ジクロロ-1-フルオロエタン		別名HCFC-141b
	25497-29-4	クロロジフルオロエタン		別名HCFC-142
	75-68-3	1-クロロ-1.1-ジフルオロエタン		別名HCFC-142b
	338-64-7	1-クロロ-1.2-ジフルオロエタン		
	110587-14-9	クロロフルオロエタン		別名HCFC-151
	134237-35-7	ヘキサクロロフルオロプロパン		別名HCFC-211
134237-36-8	ペンタクロロジフルオロプロパン	別名HCFC-222		
134237-37-9	テトラクロロトリフルオロプロパン	別名HCFC-223		

表2-3:制限物質

No.	CAS No.	物質名	制限条件
(2-7)	127564-91-4	トリクロロテトラフルオロプロパン	
	134237-38-0	トリクロロテトラフルオロプロパン	別名HCFC-224
	127564-92-5	ジクロロペンタフルオロプロパン	別名HCFC-225
	422-22-6	1.2-ジクロロ-1.1.2.3.3-ペンタフルオロプロパン	
	422-56-0	3.3-ジクロロ-1.1.1.2.2-ペンタフルオロプロパン	別名HCFC-225ca
	507-55-1	1.3-ジクロロ-1.1.2.2.3-ペンタフルオロプロパン	別名HCFC-225cb
	13474-88-9	1.1-ジクロロ-1.2.2.3.3-ペンタフルオロプロパン	
	128903-21-9	2.2-ジクロロ-1.1.1.3.3-ペンタフルオロプロパン	
	134308-72-8	クロロヘキサフルオロプロパン	別名HCFC-226
	422-55-9	1-クロロ-1.1.2.2.3.3-ヘキサフルオロプロパン	
	422-57-1	3-クロロ-1.1.1.2.2.3-ヘキサフルオロプロパン	
	134190-48-0	ペンタクロロフルオロプロパン	別名HCFC-231
	127564-82-3	テトラクロロジフルオロプロパン	別名HCFC-232
	134237-39-1	テトラクロロジフルオロプロパン	
	134237-40-4	トリクロロトリフルオロプロパン	別名HCFC-233
	127564-83-4	ジクロロテトラフルオロプロパン	別名HCFC-234
	134237-41-5	クロロペンタフルオロプロパン	別名HCFC-235
	134190-49-1	テトラクロロフルオロプロパン	別名HCFC-241
	127564-90-3	トリクロロジフルオロプロパン	別名HCFC-242
	134237-42-6	トリクロロジフルオロプロパン	
	134237-43-7	ジクロロトリフルオロプロパン	別名HCFC-243
	134190-50-4	クロロテトラフルオロプロパン	別名HCFC-244
	134190-51-5	トリクロロフルオロプロパン	別名HCFC-251
	818-99-5	1.1.3-トリクロロ-1-フルオロプロパン	
	134190-52-6	ジクロロジフルオロプロパン	別名HCFC-252
	134237-44-8	クロロトリフルオロプロパン	別名HCFC-253
	134237-45-9	ジクロロフルオロプロパン	別名HCFC-261
	7799-56-6	1.1-ジクロロ-1-フルオロプロパン	
	134190-53-7	クロロジフルオロプロパン	別名HCFC-262
	102738-79-4	2-クロロ-1.3-ジフルオロプロパン	
	134190-54-8	クロロフルオロプロパン	別名HCFC-271

表3: 管理対象物質

No.	法規制などの名称
3-1	PRTR法: 特定第一種指定化学物質
3-2	PRTR法: 第一種指定化学物質
3-3	化学物質の審査および製造などの規制に関する法律: 第二種特定化学物質
3-4	毒物および劇物取締法: 毒物
3-5	欧州REACH規則: 認可対象候補物質(SVHC)、認可対象物質(付属書XIV)
3-6	欧州REACH規則: 制限物質(付属書XVII)
3-7	欧州CLP規制付属書VICMRカテゴリ1,2物質
3-8	GADSL 注2
3-9	JAMP管理対象物質 注3

注2 GADSL: GlobalAutomotiveDeclarableSubstanceListの略。

GlobalAutomotiveStakeholderGroup(GASG)が定めた自動車業界標準の要申告物質リスト。

注3 JAMP管理対象物質: JAMP(ア－ティクルマネジメント推進協議会)が定めた標準の要申告物質リスト。